

報告第5号

大阪市市税条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）の一部が令和5年4月1日から施行されることに伴い、大阪市市税条例の一部を改正する必要性が生じたが、急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年3月31日市長において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和5年5月18日

大阪市長 横山英幸

大阪市市税条例の一部を改正する条例

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第17条 [略] [2 略] 3 法附則第15条第14項本文の条例で定める割合は、5分の3とし、同項ただし書の条例で定める割合は、2分の1とする。 4 法附則第15条第21項の条例で定める割合は、2分の1とする。 5 法附則第15条第22項第1号の条例で定める割合は、3分の2とする。 6 法附則第15条第22項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。	附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第17条 [同左] [2 同左] 3 法附則第15条第15項本文の条例で定める割合は、5分の3とし、同項ただし書の条例で定める割合は、2分の1とする。 4 法附則第15条第22項の条例で定める割合は、2分の1とする。 5 法附則第15条第23項第1号の条例で定める割合は、3分の2とする。 6 法附則第15条第23項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。

- | | |
|---|---|
| <p>7 法附則第15条第22項第3号の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第23項第1号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>9 法附則第15条第23項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10 法附則第15条第25項第1号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備（同項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備をいう。次項から第19項までにおいて同じ。）に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>11 法附則第15条第25項第1号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>12 法附則第15条第25項第1号ハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>13 法附則第15条第25項第1号ニに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>14 法附則第15条第25項第2号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>15 法附則第15条第25項第2号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>16 法附則第15条第25項第2号ハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>17 法附則第15条第25項第3号イに掲げる特</p> | <p>7 法附則第15条第23項第3号の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第24項第1号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>9 法附則第15条第24項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10 法附則第15条第26項第1号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備（同項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備をいう。次項から第19項までにおいて同じ。）に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>11 法附則第15条第26項第1号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>12 法附則第15条第26項第1号ハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>13 法附則第15条第26項第1号ニに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>14 法附則第15条第26項第2号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>15 法附則第15条第26項第2号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>16 法附則第15条第26項第2号ハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>17 法附則第15条第26項第3号イに掲げる特</p> |
|---|---|

<p>定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>18 法附則第15条第25項第3号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>19 法附則第15条第25項第3号ハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>20 法附則第15条第28項の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>21 法附則第15条第32項の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>22 法附則第15条第33項の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>23 法附則第15条第42項の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>24 法附則第15条第43項の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>[25 略]</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第33条 [略]</p> <p>[2～6 略]</p> <p>7 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車に対する第116条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合に</p>	<p>定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>18 法附則第15条第26項第3号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>19 法附則第15条第26項第3号ハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>20 法附則第15条第29項の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>21 法附則第15条第33項の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>22 法附則第15条第34項の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>23 法附則第15条第43項の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>24 法附則第15条第44項の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>[25 同左]</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第33条 [同左]</p> <p>[2～6 同左]</p> <p>7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車に対する第116条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合に</p>
---	--

は令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定
中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同
表の右欄に掲げる字句とする。

- 8 法附則第30条第4項の規定の適用を受け
る3輪以上のガソリン軽自動車に対する第
116条の規定の適用については、当該ガソリ
ン軽自動車は令和3年4月1日から令和4
年3月31日までの間に初回車両番号指定を
受けた場合には令和4年度分の軽自動車税
の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は
令和4年4月1日から令和5年3月31日ま
での間に初回車両番号指定を受けた場合に
は令和5年度分の軽自動車税の種別割に限
り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定
中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同
表の右欄に掲げる字句とする。

は令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定
中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同
表の右欄に掲げる字句とする。

- 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受け
る3輪以上のガソリン軽自動車に対する第
116条の規定の適用については、当該ガソリ
ン軽自動車は令和3年4月1日から令和4
年3月31日までの間に初回車両番号指定を
受けた場合には令和4年度分の軽自動車税
の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は
令和4年4月1日から令和5年3月31日ま
での間に初回車両番号指定を受けた場合に
は令和5年度分の軽自動車税の種別割に限
り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定
中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同
表の右欄に掲げる字句とする。

備考 表中の[]の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(参考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略